

「令和8年度 建設業関係説明会」質問回答

1. 中東情勢の影響等について

(質問・意見)

中東情勢の影響により建設資材等の高騰や供給不足による調達困難な状況にあると、マスコミ報道や受注者からの聴き取りがある。

本市に於いては受注者との協議により、工事一時中止等の措置を講じる予定も生じている。今後の見通しが立たない状況ではあるが、広島県から、この状況に対する統一的な見解や対応策などが発出される予定はあるか。

具体的な事例

①今回の物価高騰への対応は、契約約款のスライド条項対応となると思いますが、そもそも資材調達が困難な状況を鑑み、積算において諸経費割り増しのような対応は、検討されているか。

(例えば、過去の災害時における諸経費割り増し)

②資材調達が困難なことにより、工事が一時的に休止となる場合の技術者配置について、特例的な対応を行う予定があるか。

(回答)

現時点において、①、②ともに対応を行う予定はありません。このことについては、国の動向を注視してまいります。なお、②について、中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては、次のとおりとしています。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

2. 低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて

2-1. 対象：建設工事について

(質問・意見)

調査基準価格の算出方法の改正に伴う対象となっているのが「建設工事」であるが、具体的な工種はどの範囲か。

(回答)

範囲は広島県が発注する建設工事となり、対象は「直接工事費」及び「諸経費（共通仮設備、現場管理費、一般管理費等）」で構成される工事となります。

2-2. 各科目における端数処理について

(質問・意見)

調査基準価格の端数処理が不明なので、直工×0.97、共通×0.9、現場×0.9、一般×0.68の各端数処理を教えてください。

また上記を合計した金額が調査基準価格であるが、この調査基準価格の端数処理も教えてください。

(回答)

調査基準価格の算出式や端数処理などについては、令和8年6月1日に改正する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載しておりますのでご確認ください。

「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱
> 「発注手続等」の「4. 低入札価格調査等」

1. 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08年6月1日一部改正】

(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)

2-3. 特殊経費工種の場合の率と端数処理について

(質問・意見)

農林施設機械、土木電気通信、土木機械設備（工場製作含む）などの複雑な経費工種について一般土木と比べて下記経費項目が取り扱われている。これらの項目についても調査基準価格算出時にどの率を掛ければよいか、端数処理はどのようにするのか。

農林施設機械：直接製作工、据付間接費、設計技術費、一括計上価格

土木電気通信：機器単体費、機器間接費

土木機械設備：直接製作費、工場管理費、据付間接費、設計技術費

(回答)

工事の種類ごとの直接工事費などの工事費内訳については、令和8年6月1日に改正する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載しておりますのでご確認ください。

「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱
> 「発注手続等」の「4. 低入札価格調査等」

1. 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08年6月1日一部改正】

(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)

2-4. 上限、下限値の端数処理について

(質問・意見)

調査基準価格の上限下限値 75%~92% となっている。下限値、上限値（工事価格×75%、92%）を算出する際の端数処理を教えてください。

(回答)

上限、下限値の端数処理については、令和8年6月1日に改正する建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱に記載しておりますのでご確認ください。

「広島県の調達情報」トップページ> 入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱
> 「発注手続等」の「4. 低入札価格調査等」

1. 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱【令和08年6月1日一部改正】

(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/teinyu-01_0806.pdf)

3. 労務費ダンピング調査について

(質問・意見)

直接工事費が 97%を下回ったら、労務費ダンピング調査の対象となるということであるが、重点調査という考え方はなくなるということか。

(回答)

重点調査は、低入札価格調査のうち、建設工事で入札金額が予定価格の 75%を下回った場合等において、入札価格で安全かつ良質な施工が可能であること等を確認するものです。

一方、建設業の担い手を確保するためには、技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な水準の労務費の確保が重要であるため、労務費ダンピング調査は、直接工事費が官積算の 97%を下回った場合を対象とし、計上された労務費の適正性を調査するものです。

なお、測量・建設コンサルタント等業務の重点調査は、入札金額が予定価格の 70%を下回った場合等となります。